

鉾石運搬船及び BCM の付記を有する船舶等の倉口に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編

改正事項

鉾石運搬船及び BCM の付記を有する船舶等の倉口に関する事項

改正理由

鋼船規則 C 編 20 章には、鉾石運搬船及び BCM の付記を有する船舶（例えば、Box Shape 型のばら積貨物船等）等の倉口に対して、鋼船規則 CSR-B&T 編の関連規定を適用するよう規定している。

鋼船規則 CSR-B&T 編における倉口の要件は、ばら積貨物船等の貨物用倉口に関する要件を定めている IACS 統一規則 (UR) S21 に基づき開発されているが、座屈強度評価については、UR S21 では弾性座屈ベースである一方、CSR B&T 編では最終強度ベースである等、異なる評価手法となっている。

そのため、鉾石運搬船及び BCM の付記を有する船舶等の倉口に対する座屈要件の適用について、当該船舶に適用となる UR S21 と本会規則の取り扱いとの整合性が一部不明確となっていたことから、これを解消するべく、関連規定を改めた。

改正内容

鉾石運搬船及び BCM の付記を有する船舶等の倉口について、従来適用している鋼船規則 CSR-B&T 編の関連規定に加え、UR S21 の強度評価手法に基づいた鋼船規則 CSR-B 編の関連規定を適用することができるよう改めた。

改正条項

鋼船規則 C 編 20.2.1